

令和4年小田原市議会9月定例会 建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁	
企業誘致促進事業について	産 業 政 策 課	1	
電気料高騰緊急支援事業について		2	
緊急経済対策信用保証料補助金及び特別利子補給金等について		3	
新規就農者育成総合対策事業について	農 政 課	4	
営農継続支援金について		5	
下中たまねぎ病害拡大防止事業費補助金について		6	
若宮水門 位置図		7	
広域農道小田原中井線 位置図		8	
江之浦地内農道 位置図		9	
星山農道 位置図		10	
公設地方卸売市場事業特別会計における青果市場使用料の減免について		11	
公設地方卸売市場事業特別会計における市場施設電気料高騰対策について		農政課・水産海浜課	12
漁業者原油価格高騰対策事業費補助金について		水 産 海 浜 課	13
農業委員会タブレット端末配備事業について	農業委員会事務局	14	
地域公共交通事業者運行等支援金について	まちづくり交通課	15	
久野地区地区計画について	まちづくり交通課・ 建 築 指 導 課	16	
小田原こどもの森公園わんぱくらんどのこども列車の遮断機更新工事について	みどり公園課	20	
令和4年度 市営住宅家賃滞納に伴う「訴えの提起」対象一覧	建 築 課	21	

令和4年9月9日

企業誘致促進事業について

1 目的

地域経済の活性化や雇用機会の拡大を目的に、市外企業の新規立地・市内企業の拡大再投資に対し支援策を設け、当初予算に計上しているが、本年度より新設した事務系オフィスの賃料等及びリノベーション費用を支援する補助金について、事業者からの利用希望が多く、予算に不足が生じることから、所要額を増額する。

2 事業概要

(1) オフィス賃料等補助金

市内に進出する企業等が、オフィスを賃借する際の賃料（36 か月）又は取得する際の物件取得費の1/2（上限あり）を支援する。

(2) リノベーション費用補助金

市内に進出する企業等が、オフィスとして使用する物件をリノベーションする際の費用の1/2（上限あり）を支援する。

3 予算額

負担金補助及び交付金	47,929 千円
① オフィス賃料等補助金	3,979 千円
② リノベーション費用補助金	43,950 千円

4 今後の見込み

単位：千円

	当初予算額	執行見込額	補正額
オフィス賃料等補助金	9,150	13,129	3,979
リノベーション費用補助金	12,650	56,600	43,950

電気料高騰緊急支援事業について

1 目的

市内の小規模企業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど極めて重要な存在であるが、長期化するコロナ禍での影響や、昨今の原油高・物価高騰、不安定な国際情勢に加え、事業規模の小ささなどから、より一層厳しい経営環境に置かれている。

このような状況を鑑み、市内小規模企業者の事業継続を支援し、地域経済の維持と持続的発展につなげていく。

2 事業概要

原油高・物価高騰等の影響を受けた市内小規模企業者の事業継続を支援するため、事業に用いる電気使用料の一部を補助する。

(1) 補助対象者

市内に事業所を有する小規模企業者

※小規模企業者の定義 製造業その他 : 従業員 20 人以下
商業・サービス業 : 従業員 5 人以下

(2) 補助金額

令和 4 年 (2022 年) 4 月から 9 月までに支出済みの電気料金 (税込) と前年同時期の電気料金の差額に、補助率 (1/2) を乗じた金額 (千円未満切捨て、補助上限 20 万円)

・補助金額 = (令和 4 年 4 月～9 月と前年同時期の電気料金の差額) × 1/2

(3) 申請方法

申請書類を小田原市電子申請システム又は郵送にて本市産業政策課へ提出

3 予算額

227,658 千円

負担金補助及び交付金 225,000 千円

会計年度任用職員 (2 人) 報酬ほか事務費 2,658 千円

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

5 スケジュール

令和 4 年 9 月末 補助金交付要綱の策定

令和 4 年 10 月上旬 事業周知及び申請受付開始

申請の審査・交付決定通知書の発送・補助金の振り込み

令和 5 年 2 月末 申請受付終了

緊急経済対策信用保証料補助金及び特別利子補給金等について

1 目的

新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受けた中小企業者に対する信用保証料等の補助について、利用希望が多く、予算に不足が生じることから、所要額を増額する。

2 事業概要

(1) 緊急経済対策信用保証料補助金及び特別利子補給金

①緊急経済対策信用保証料補助金

小田原市中小企業小口資金の融資を受けた者に対し、上限 50 万円の信用保証料補助を行う。

②緊急経済対策特別利子補給金

小田原市中小企業小口資金の融資を受けた者に対し、年間上限 50 万円、最大 3 年間の利子補給を行う。

(2) 緊急経済対策融資預託金

市内中小企業者に融資を行うため、年度当初にその原資の一部を市内 9 行に預託し、市融資制度を運用する。

3 予算額

302,100 千円

負担金補助及び交付金 158,100 千円

①緊急経済対策信用保証料補助金 97,080 千円

②緊急経済対策特別利子補給金 61,020 千円

貸付金 144,000 千円

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※ 参考 執行状況及び今後の見込み 単位：千円

	当初予算額	執行済額	今後執行予定額	不足額
保証料補助金	28,000	26,257	98,820	97,077
利子補給金	22,400	0	83,415	61,015
融資預託金	335,000	230,000	249,000	144,000

新規就農者育成総合対策事業について

1 概要

新規就農者の支援については、国の制度の「農業次世代人材投資事業」が令和4年度（2022年度）に一部改正され、「新規就農者育成総合対策」となった。

この制度に新たに該当する新規就農者に対して経営開始資金を交付することで、経営開始直後の農業経営の安定を図る。

2 事業概要

(1) 対象者

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満の者
- イ 青年等就農計画の認定を受けた者
- ウ 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下の者

(2) 交付金額（上限）

150万円／年（12.5万円／月）

(3) 交付期間（最長）

3年間

(4) サポート体制

地域の農業経営士又は認定農業者が、新規就農者に対して、農業経営に関する助言及び指導を行う。

3 予算額

2,310 千円

報償費 60 千円 (20 千円 × 3 人 (農業経営士又は認定農業者))

負担金補助及び交付金 2,250 千円
(125 千円／月 (上限) × 6 か月 × 3 人 (新規就農者))

4 財源

農業人材力強化総合支援事業補助金（国10/10）

ただし、報償費は一般財源

5 スケジュール

令和4年10月～ 青年等就農計画等の内容審査・承認
交付申請・交付決定通知書の発送・経営開始資金の交付

* 以降、1月及び7月に就農状況の報告・確認を行う。

営農継続支援金について

1 概要

肥料や飼料、農薬、更には光熱費が高騰している中、農業者の負担軽減のため、農業者に対して経費の一部を交付し、営農継続を支援する。

2 支援概要

(1) 対象者

市内に住所を有する販売農家（年間農産物販売金額50万円以上の個人又は事業所）

(2) 支援額

令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）等に記載の経費（肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費の合計）の1割

* 上限額50千円、10千円未満切捨て

3 予算額

47,270千円

負担金補助及び交付金 45,950千円（50千円（上限）×919戸（販売農家））
報酬等 1,320千円（会計年度任用職員1人）

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

5 スケジュール

令和4年10月上旬～ 支援金申請受付開始
申請の審査・交付決定通知書の発送・支援金の交付
令和5年2月末 申請受付終了

下中たまねぎ病害拡大防止事業費補助金について

1 概要

下中地区では、近年、局地的にタマネギ小菌核病による被害が発生している。特に、たまねぎオーナー園では、かなりの区画でたまねぎが枯死したため、収穫体験に支障を来しており、都市住民との交流が困難になっている。

そこで、タマネギ小菌核病の拡大を防止するため、補助金を交付して防除対策を支援することで、「下中たまねぎ」の更なる生産振興を図る。

2 事業概要

(1) 補助対象者

かながわ西湘農業協同組合

(2) 防除対策の内容

被害発生園地にて、農薬を散布しビニールフィルムで被覆し、殺菌する。

(3) 補助対象

資材（農薬及びビニールフィルム）購入費

(4) スケジュール

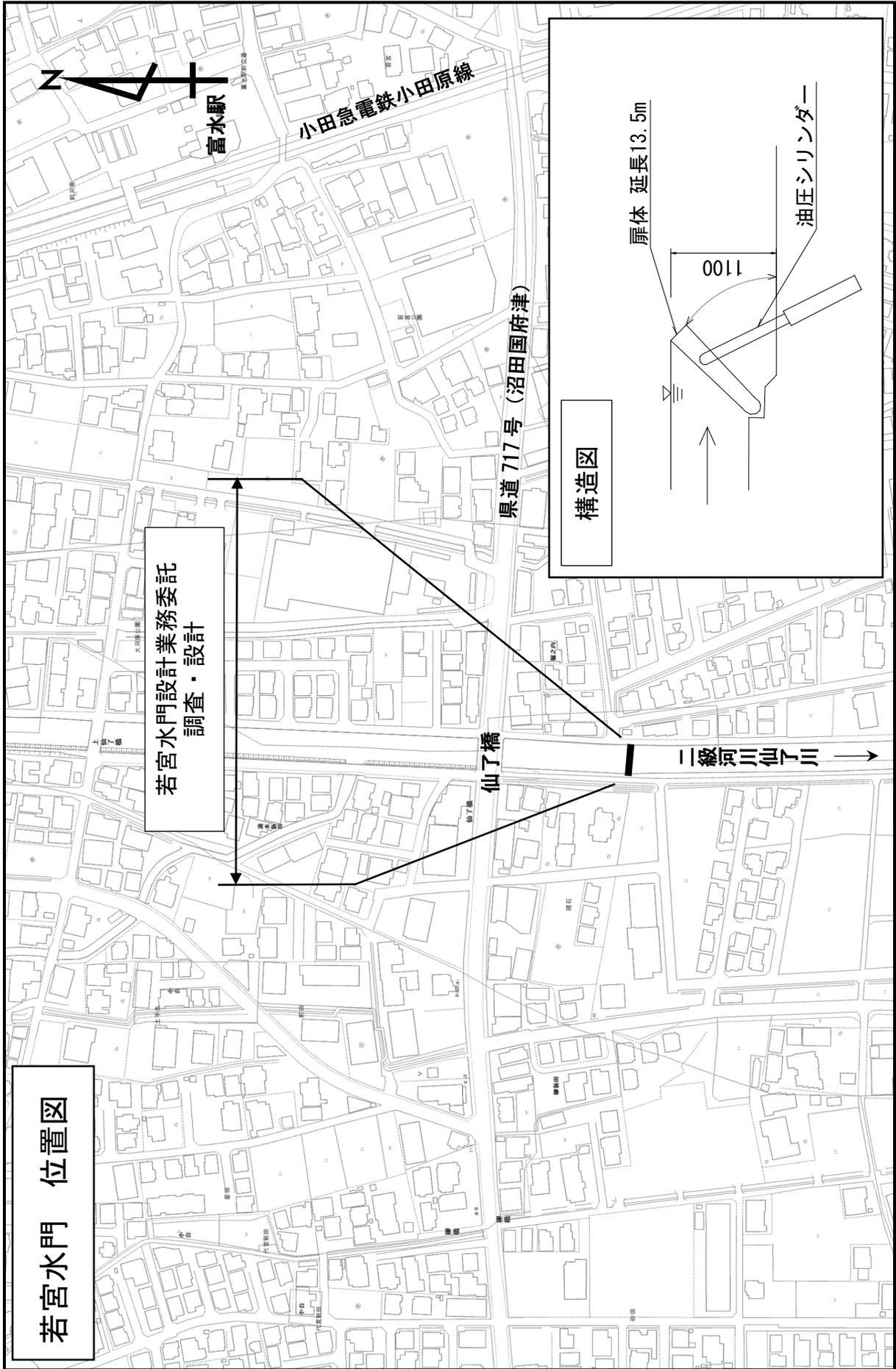
令和4年9月下旬	補助金の交付、資材の購入
10月上旬	農薬散布及びビニールフィルムの被覆
11月中旬	苗の定植
令和5年5月下旬	収穫

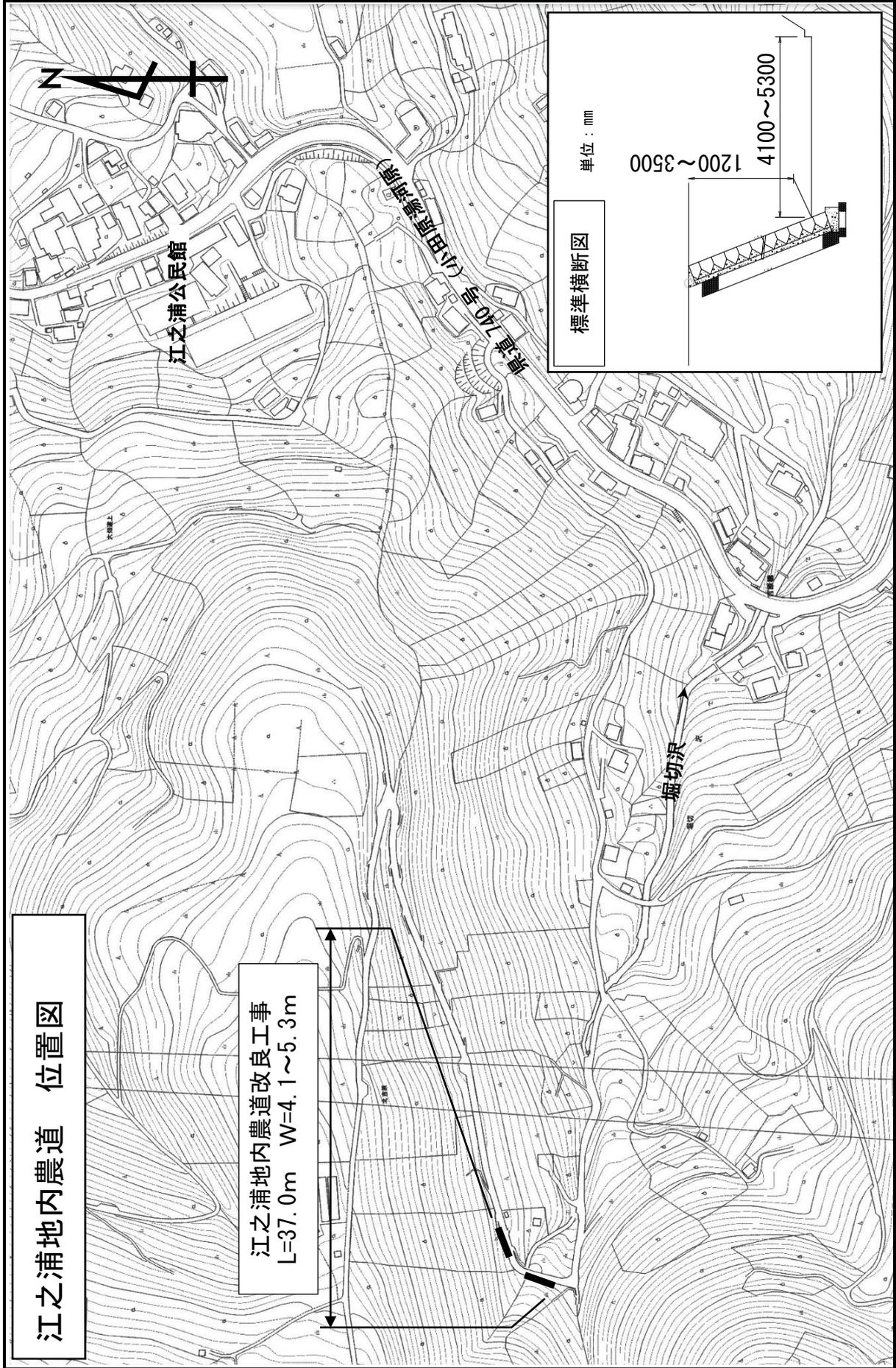
3 予算額

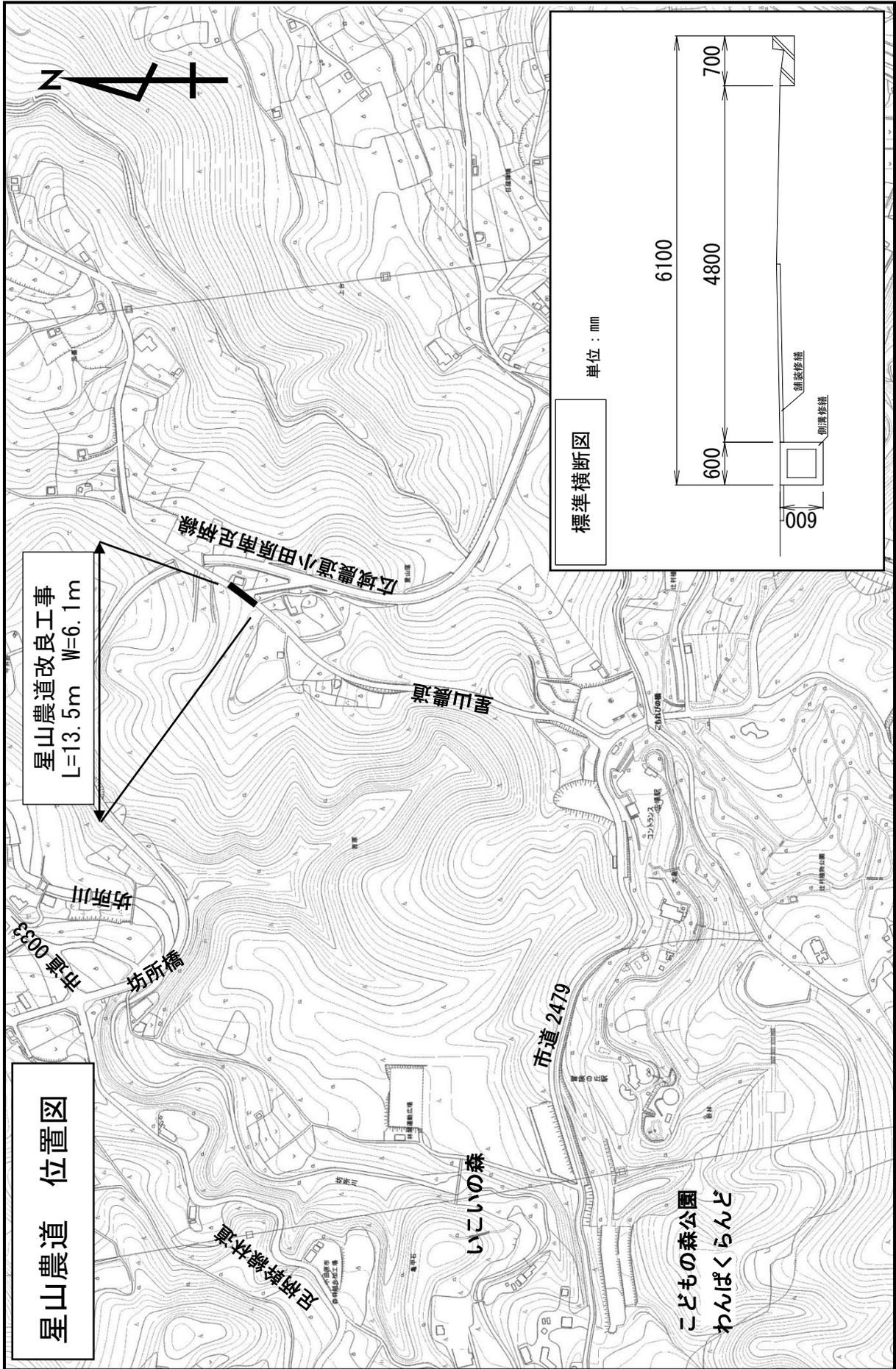
3,780千円 負担金補助及び交付金

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金







公設地方卸売市場事業特別会計における 青果市場使用料の減免について

1 概 要

新型コロナウイルス感染症により、青果市場の取扱高が大幅に減少し、卸売業者等の経営に影響を及ぼしている。

そこで、青果市場の卸売業者等が事業を継続できるよう、施設使用料（使用面積に応じた額）の一部を減免する。

2 使用料減免について

(1) 対象者

小田原市公設地方卸売市場条例第 43 条に規定する施設使用許可を受けた者

(2) 対象施設

卸売場、事務室、倉庫、冷蔵庫

(3) 減免額

1 年間の使用料の 2 分の 1 に相当する額

(4) その他

減免に相当する額について、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計への繰出金を増額する。

3 予算額

9,079 千円 繰出金（一般会計）

<公設地方卸売市場事業特別会計 内訳>

単位：千円

歳 入	施 設 使 用 料	△9,079
	一般会計繰入金	9,079

4 財 源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

公設地方卸売市場事業特別会計における 市場施設電気料高騰対策について

1 概 要

電気料金高騰により不足が見込まれる公設地方卸売市場（青果市場及び水産市場）の光熱水費を増額する。

また、施設使用者が負担する電気料金の上昇分については、経費負担を軽減するため減額する。

2 施設使用者の電気料金上昇分の減額について

(1) 対象者

小田原市公設地方卸売市場条例第 43 条に規定する施設使用許可を受けた者

(2) 減額の内容

令和 4 年度（2022年度）と令和 3 年度（2021年度）1 年分の電気料金の差額に相当する額を減額

(3) その他

減額に相当する額（8,903千円）について、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計への繰出金を増額する。

3 予算額

8,903 千円 繰出金（一般会計）

<公設地方卸売市場事業特別会計 内訳>

単位：千円

歳 入	一般会計繰入金		8,903
	繰越金		2,552
歳 出	需用費	11,455	青果市場分 3,050
			水産市場分 8,405

4 財 源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

漁業者原油価格高騰対策事業費補助金について

1 概要

原油価格高騰の影響を受けている市内の漁業者の負担軽減を図るため、小田原市漁業協同組合の給油事業に対し、漁業用燃油購入費の一部を補助する。

2 補助概要

小田原市漁業協同組合は、組合員に対し給油事業を実施している。令和4年(2022年)10月から令和5年(2023年)3月の販売想定量を275,000リットル(令和3年(2021年)10月から令和4年3月までの組合員への販売実績274,648リットルから想定)とし、原油価格高騰による小売り価格上昇額の21円分(令和3年度4月平均単価126円と令和4年度4月平均単価147円の差額(経済産業省 資源エネルギー庁 石油製品価格調査による))を補助する。

3 予算額

5,775千円 負担金補助及び交付金

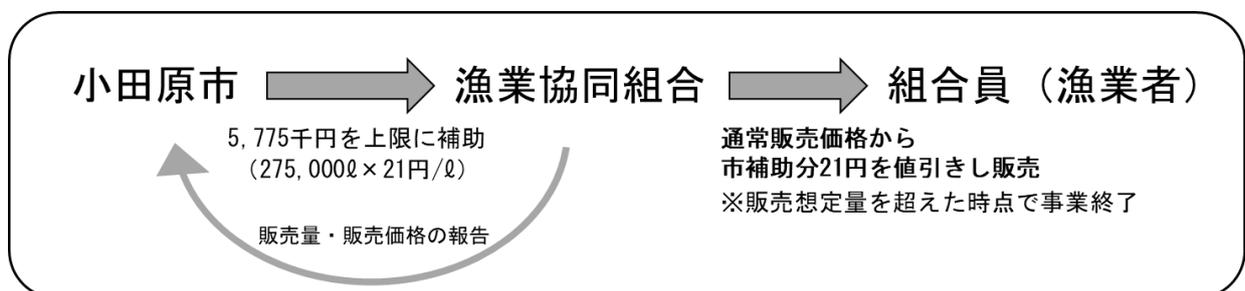
4 補助対象者

小田原市漁業協同組合

5 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

6 事業スキーム



農業委員会タブレット端末配備事業について

1 目的

各地区の農業委員等が農地の現地調査や農家の意向把握等を行うに当たり、「現地確認アプリ」（農林水産省が開発）を搭載したタブレット端末を活用することにより業務の効率化を図る。

2 事業概要

(1) 本市がタブレット端末（15台）を購入し、各地区の農業委員等に貸与する。

(2) タブレット端末の主な機能

ア 閲覧機能

農林水産省が運用する「全国農地ナビ」にインターネットからアクセスすることで、現在地情報、農地の航空写真、地番、面積、所有者名、賃借の状況、農家の意向（貸したい、借りたい、売りたい、買いたい）等を閲覧。

イ 入力、保存機能

活動記録の入力、農地の写真撮影や保存。

ウ 通信機能

委員、農業委員会会長、事務局とのメールやライブカメラによる通信。

リモート会議にも利用可能。

3 予算額

1,541千円

備品購入費：タブレット端末15台	465千円
役務費：タブレット端末通信費、無料修理保険料	572千円
委託料ほか：農地台帳データ送信に係るシステム改修委託料等	504千円

4 財源

情報収集等業務効率化支援事業補助金（タブレット本体、国10/10）

農地利用最適化交付金（通信費等、国10/10）

地域公共交通事業者運行等支援金について

1 目的

交通事業者については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今の原油価格高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれている。

このような中、国では、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を地方自治体に追加配分するとともに、同交付金を活用した地方自治体による交通事業者向けの支援について要請があり、神奈川県では6月の補正予算により交通事業者への支援を行うこととなった。

そこで、本市においても令和2年度・令和3年度に実施した交通事業者に対する感染防止対策に係る支援を拡充し、原油価格高騰に係る支援も行う。

2 事業概要

市域内にバス路線を有する路線バス事業者及び市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者に対して、運行（保有）する車両台数に対して支援を行う。

(1) 車両1台当たりの支援額（上限）※神奈川県の支援額と同額

路線バス事業者	35千円/台
タクシー事業者	12千円/台

(2) 運行（保有）する車両台数

市域内にバス路線を有する路線バス事業者（4社 121台）※市域内運行台数

箱根登山バス株式会社	70台	富士急湘南バス株式会社	8台
伊豆箱根バス株式会社	31台	神奈川中央交通株式会社	12台

市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者（8社 330台）

小田原報徳自動車株式会社	62台	箱根登山ハイヤー株式会社	72台
ケイエム大箱根自動車株式会社	29台	富士箱根交通株式会社	15台
太陽自動車株式会社	42台	伊豆箱根交通株式会社	42台
箱根観光自動車株式会社	26台	日本交通横浜株式会社	42台

3 予算額 8,195千円（負担金補助及び交付金）

内訳 (1) 路線バス事業者への支援 4,235千円（1台上限 35千円×121台）

(2) タクシー事業者への支援 3,960千円（1台上限 12千円×330台）

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,097千円

5 スケジュール

令和4年(2022年)10月～ 申請受付（審査後、速やかに交付）

久野地区地区計画について

(小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例)

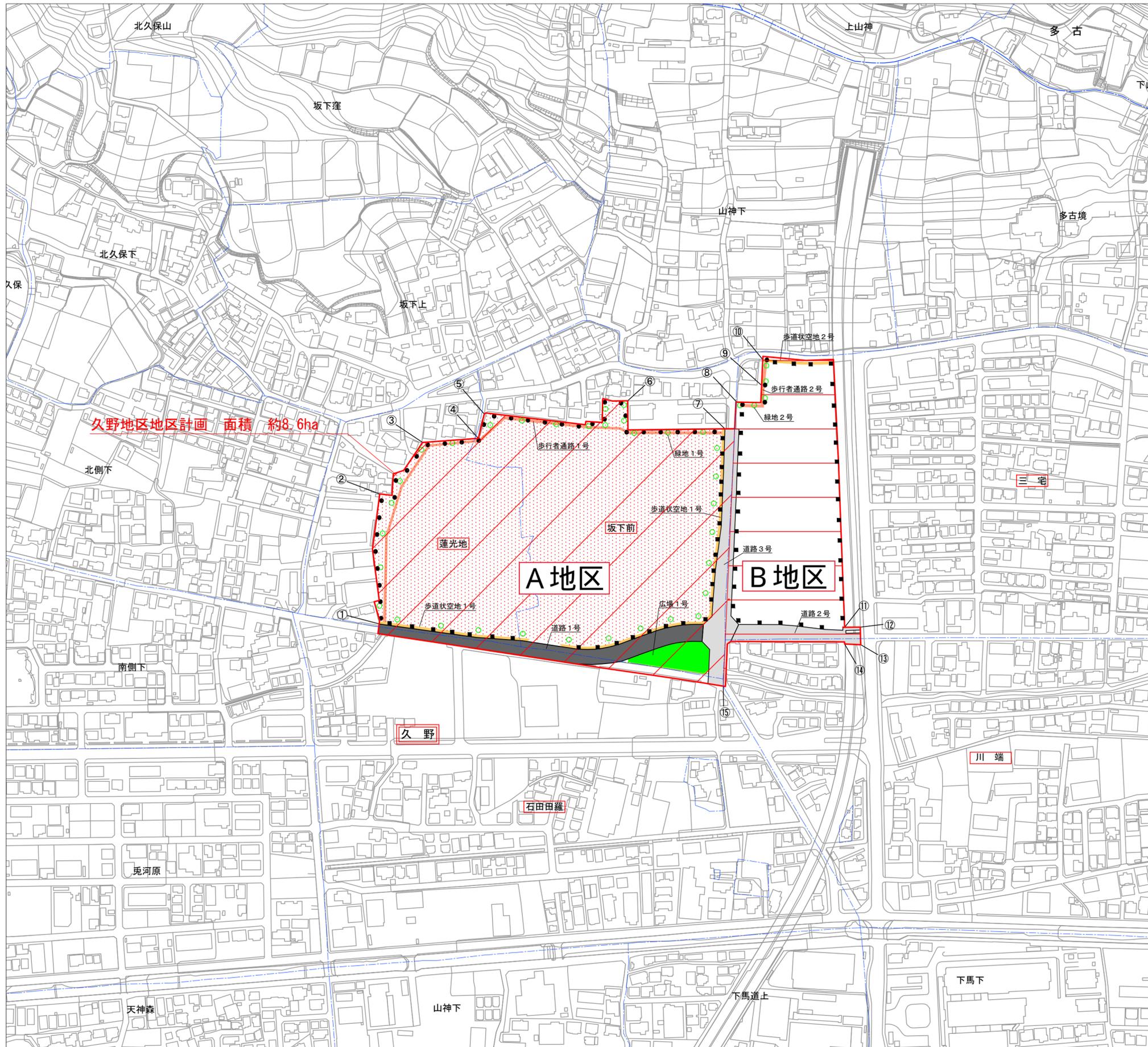
都市計画久野地区地区計画を次のように決定する。

名 称	久野地区地区計画	
位 置	小田原市久野字川端、字石田田羅、字三宅、字坂下前及び字蓮光地地内	
面 積	約 8.6ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、小田原駅から北約1.7km、足柄駅から西約0.5kmに位置し、商業その他の業務の利便の増進が図られることを目途とし、適切な公共施設の整備、地域防災力の強化及び地域の魅力向上に資する空間の形成を図り、地域の人々が日常生活の中で、楽しみ、学び、社会参加し、健康になれる多世代交流拠点を形成することを目標とする。</p>	
区域の整備 開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する住宅地の居住環境に配慮しつつ、店舗及び飲食店を中心とした集客施設などの立地により、地域の生活利便性を向上させるとともに、賑わいや魅力ある交流の場を創出する。
	地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業により整備される道路、歩道状空地、歩行者通路、広場及び緑地については維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境を形成し、周辺の土地利用に配慮するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限について必要な基準を設ける。
	環境配慮の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの活用等を促進することで、脱炭素社会の実現を目指す。 ・敷地内等の緑化に努め、緑豊かな景観の形成を図る。 ・緩衝帯として緑地を設けるなど、既存の住宅地等に配慮した良好な街区の形成を図る。
開発整備促進区	面積	約 6.3ha
	土地利用に関する基本方針	<p>土地利用転換及び高度利用に合わせた都市基盤の整備を図りつつ、大型商業施設の立地を誘導し、魅力ある空間を創出するため、以下の方針を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良を行うとともに、歩行者空間、広場及び緑地を確保する。 ・地域の生活利便性の向上を図る店舗、飲食店を中心とした施設を配置するほか、地域の特産品の販売やPRを行うなど、地域経済の発展や農林水産物の地産地消に貢献する集客施設の立地を図る。 ・「食・運動・社会参加」により、未病改善に取り組むことができる多世代交流拠点の形成を図る。 ・災害時に大型商業施設が一時的な避難地として機能し、食料品や生活用品を提供するなど、地域の防災力の強化を図る。

	主要な公共施設の配置及び規模	道路 1号 幅員約9.5～15.5m、延長約290m		
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道路	2号 幅員約10.0～15.0m、延長約110m 3号 幅員約12.0～16.0m、延長約230m	
		歩道状空地	1号 幅員2.0m、延長約440m 2号 幅員2.0m、延長約60m	
		歩行者通路	1号 幅員2.0m、延長約430m 2号 幅員2.0m、延長約60m	
		広場	1号 面積 約0.12ha	
		緑地	1号 面積 約0.09ha 2号 面積 約0.01ha ただし、出入り口に係る部分は、緑地の制限を除く。	
		地区の区分	名称	A地区 (開発整備促進区を定める区域)
		面積	約6.3ha	約2.3ha
		劇場、店舗、飲食店 その他これらに類する用途のうち、誘導すべき用途	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、店舗、飲食店、展示場又は遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所その他これらに類するものを除く。）で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの。ただし、特定大規模建築物の床面積の合計が44,000平方メートルを超えるもの又は建築物の延べ面積の合計が48,000平方メートルを超えるものを除く。（各々の面積は、地区計画（開発整備促進区）の区域内の合計による。）	
		誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域	計画図表示のとおり	

地区整備計画に関する事項	建築物等に	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所その他これらに類するもの 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物	—				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図記載の境界線までの距離は、1号壁面境界線にあつては 5.0m以上、2号壁面境界線にあつては 2.5m以上とする。ただし、建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の許可を受けた建築物（当該建築物を昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープに係る建築物及び建築物の一部を含む。）については、この限りでない。					
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、22.5mとする。	—				
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物及び工作物（自動販売機及び屋外広告物を除く。以下同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 <table border="1" data-bbox="560 1279 1329 1413"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R~5Y</td> <td>3 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> 色彩は JIS Z8721 によるマンセル値 2 建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。	使用する色相	彩度	0. 1R~5Y	3 以下とする。	上記以外の色相
使用する色相	彩度							
0. 1R~5Y	3 以下とする。							
上記以外の色相	2 以下とする。							

「地区計画の区域、開発整備促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域は、計画図表示のとおり」



凡例					
番号	境界	備考	番号	境界	備考
①～②	地番界	公図写し(1/5)	⑪～⑫	現地杭界	現地杭界図
②～③	地番界	公図写し(2/5)	⑫～⑬	道路界	
③～④	地番界	公図写し(3/5)	⑬～⑭	現地杭界	現地杭界図
④～⑤	道路界		⑭～⑮	道路界	
⑤～⑥	水路界		⑮～①	道路界	
⑥～⑦	地番界	公図写し(4/5)	⑧～⑮	道路界	
⑦～⑧	道路界				
⑧～⑨	地番界	公図写し(5/5)			
⑨～⑩	現地杭界	現地杭界図			
⑩～⑪	道路界				

凡例

- 地区計画の区域
及び地区整備計画の区域
- 町丁界・大字界
- 小字界

地区整備計画

- A地区 約6.3ha
(開発整備促進区を定める区域)
- B地区 約2.3ha
- 誘導すべき用途に供する特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域
- 壁面位置の制限箇所(1号壁面境界線 5.0m)
- 壁面位置の制限箇所(2号壁面境界線 2.5m)

主要な公共施設

- 道路
1号 L=約290m (幅員約9.5～15.5m)

地区施設

- 道路
2号 L=約110m (幅員約10.0～15.0m)
3号 L=約230m (幅員約12.0～16.0m)
- 広場
1号 約0.12ha
- 歩道状空地
1号 L=約440m (幅員2.0m)
2号 L=約60m (幅員2.0m)
- 歩行者通路
1号 L=約430m (幅員2.0m)
2号 L=約60m (幅員2.0m)
- 緑地
1号 約0.09ha
2号 約0.01ha
ただし、出入りに係る部分は、緑地の制限を除く。

市町名	小田原市
事項	小田原都市計画 地区計画の決定 久野地区地区計画
件名	計 画 図
図面名称	1 / 2,500
縮尺	1 / 1
番号	令和 4 年 月 日
作成年月日	

小田原こどもの森公園わんぱくらんどのこども列車 の遮断機更新工事について

1 目的

令和4年(2022年)4月9日に、突風にあおられ破損した2号踏切の遮断機について、今後の事故を防止し、来園者の安全を確保するため、同時期に設置した1号踏切の遮断機と併せて更新するものである。

2 工事概要

遮断機更新工事 2箇所

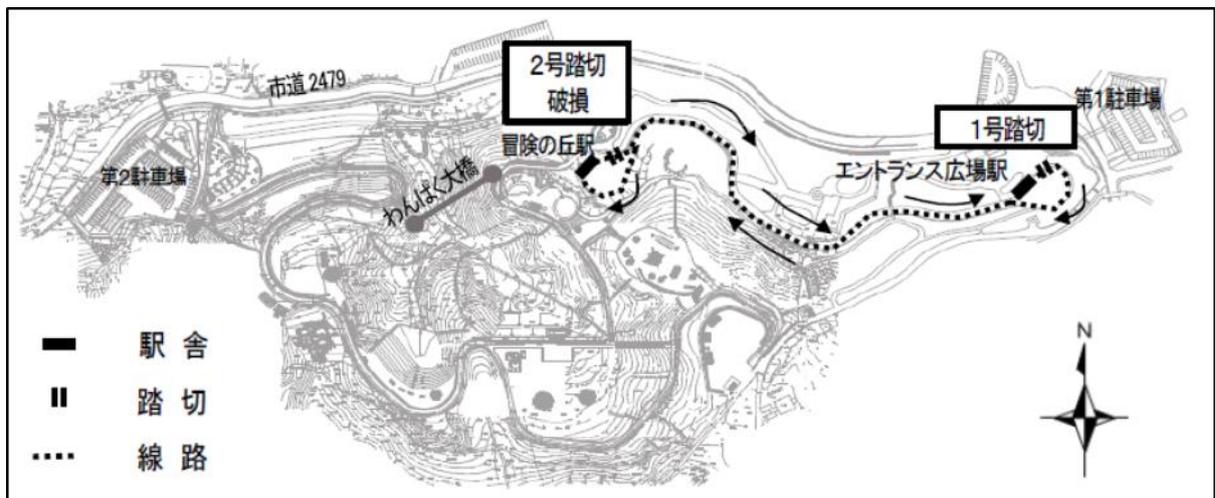
内訳 1号踏切(エントランス広場駅付近)

2号踏切(冒険の丘駅付近)

3 実施時期

更新工事の施工中は列車を運休する必要があるため、指定管理者と調整し、例年来園者が少なくなる1月後半から2月に実施する予定である。

4 位置図



令和4年度 市営住宅家賃滞納に伴う「訴えの提起」対象一覧

(令和4年(2022年)8月15日時点)

No.	住 宅	滞 納 金 額 (現 行 家 賃)	滞 納 月 数
1	螢田住宅 11 号棟 316 号室	688,400 円 (23,800 円)	28 か月

<訴訟対象者選定基準>

家賃を12月以上にわたり滞納し、又は滞納額が30万円以上ある者で、督促及び納入指導にもかかわらず、家賃の滞納が累積している者